

令和元年5月7日

唐津市指名等審査委員会

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株) フソウ九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者及び指名停止期間

(株) フソウ九州支店 (福岡市博多区博多駅前2-19-24)

(本社: 東京都中央区新川1-23-5)

(工事) 土木一式工事-特A級、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、水道施設工事-A級、しゅんせつ工事-級外

停止期間: 令和元年5月8日から令和2年5月7日まで 12か月

2 指名停止理由

福岡県築上町が平成28年に発注した「し尿処理施設建設工事」において、(株) フソウの社員が平成31年4月3日に談合の疑いで福岡県警に逮捕されたため

3 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第3項(競売入札妨害又は談合)に該当する。

指名停止期間については、工事及び役務は、(短期) 12か月以上(長期) 36か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため 12か月とする。

4 平成29~30年度発注実績

実績なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当: 工事契約係 松本

電話: 直通 0955-72-9240 (内線 1362)